

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書

(略称) 中国との航空運送協定改正議定書

|    |    |     |      |                             |
|----|----|-----|------|-----------------------------|
| 平成 | 五年 | 二月  | 十七日  | 北京で署名                       |
| 平成 | 五年 | 十一月 | 五日   | 国会承認                        |
| 平成 | 六年 | 五月  | 二十七日 | 承認の閣議決定                     |
| 平成 | 六年 | 六月  | 二日   | 北京で承認の通知交換                  |
| 平成 | 六年 | 六月  | 二日   | 公布及び告示                      |
| 平成 | 六年 | 六月  | 二日   | (条約第四号及び外務省告示第三三四号)<br>効力発生 |

| 目次          | ページ |
|-------------|-----|
| 前文          | 三五三 |
| 第一条 第三条1の改正 | 三五三 |
| 第二条 効力発生    | 三五四 |
| 末文          | 三五四 |

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

千九百七十四年四月二十日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条

協定第三条1を次のように改める。

1 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書による通告によつて指定する権利を有する。

第三条  
1  
の改正

关于修改日本国和中华人民共和国  
航空运输协定的议定书

日本国政府和中华人民共和国政府，

意欲修改一九七四年四月二十日在北京签署的  
日本国和中华人民共和国航空运输协定（以下称“协定”），

达成协议如下：

## 第一条

将协定第三条第一款修改如下：

一、缔约一方有书面通知缔约另一方，  
指定一家或两家公司以上空运企业经营协议航班。

第二条

効力発生

1 この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十三年二月十七日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

末  
文

第二条

一、本議定書在締約双方交換外交照会、确认已履行为本議定書生效所需要的各自的法律手續之日起生效。

二、本議定書在協定有效期間内有效。

下列代表，經其各自政府正式授權，在本議定書上簽字為証。

本議定書于一九九三年二月十七日在北京簽訂，一式两份，每份都用日文和中文写成，两种文本同等作准。

日本国政府のために  
國廣道彦

中華人民共和国政府のために  
錢其琛

日本国政府代表  
田 本 國 政 府 表 代  
中華人民共和国政府代表

國 廣 道 彦 錢 其 琛

(参考)

この議定書は、昭和四十九年に署名された中国との航空運送協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）を一部改正するものである。